

第2

道内市町村における
孤立死防止に向けた取組事例

市町村名	札幌市	担当課名	保健福祉局保健福祉部高齢福祉課
人口 (H22. 10. 1現在) A	1,896,225 人	うち65歳以上 B	383,699 人 割合 B/A
事業名	孤立死防止・地域連携ネットワークモデル事業		
事業内容	(開始年度: 平成19年度) 地域による見守り安否確認に加え、民間事業者による見守り安否確認を試行的に実施		
事業実施者	市町村		

ストップ! 孤立死

地域みんなで取組みましょう

たった一人で誰にも看取られずに亡くなったり、亡くなった後も何日間も放置された状態で発見されたり、といった事例が高齢社会の進展とともに全国各地で起こっています。

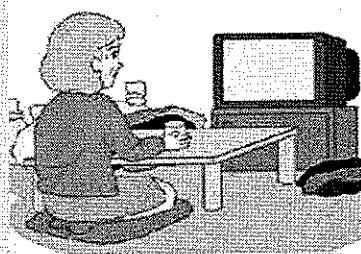
こうした痛ましい「孤立死」を防ぐためには、近隣住民をはじめとした多くの方々による見守り・安否確認がとても重要です。

誰もが住みなれた地域で安心して老後を暮らせるよう、皆様一人ひとりのご協力をお願いします。

□ 見守り・安否確認が必要な人は

- ひとり暮らしの高齢者
- 高齢者夫婦だけの世帯
- 高齢者のみで構成される世帯 など

ただし、上記以外でも隣近所と全く接触がない世帯などは状況に応じて必要となります。



注1 民生委員会議員とは

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から選出された者で、ボランティアとしてお年寄りや体の不自由な方に担当の地域において福祉に関する相談にあたる、また必要な専門機関の紹介などをしています。

注2 地区福祉のまち推進センターとは

市民による自主的な福祉活動を行う組織として、概ね各町内会ごとに設置されています。地区によって活動内容は異なりますが、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、安否確認や交流会などを実行されています。



□ 見守り・安否確認などのふらさと さればよいのか

<見守り・安否確認の基本>

見守り・安否確認を行う上で、大事なことは相手との信頼関係を築くことです。そのためには、日頃から「おはようございます、こんにちは、等のあいさつを交わしていることが大切です。

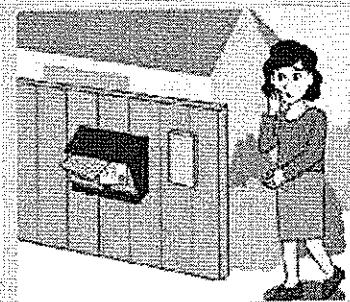
<実際のさりげない見守り・安否確認とは>

めまい頻繁の訪問は、プライバシーの観点から問題がめることがあり、「2週間に一回位」の訪問が基本となります。ただし、決済などからそれ以上の見守り・安否確認が必要な方には、2、3日に一回、裏面の【CHECK】のような方法で気にかけることも必要です。

CHECK!

主な見守り・安否確認のチェックポイント

- 日中でも電気がついたままになっていないか
- 日中でもカーテンが閉まつたままになっていないか
- 夜になっても洗濯物が物干しに干したままになっていないか
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっていないか
- ごみをだしているか
- 除雪がされているか



□ 専門機関などとの連携

<地域包括支援センターなどの連携>

実際に夢近所同士で見守り・安否確認を行っていく中で、対応が困難なケースにあう場合もあります。

このような時には、お近くの地域包括支援センターや介護予防センターなどの専門機関に相談し、連携しながら見守り・安否確認を行っていく必要があります。

<配食サービス事業者などの連携>

隣近所の見守り・安否確認を補完する取組みとして、配食サービス業者、生協、宅配便、新聞販売店、郵便事業株式会社等と連携し、これらの事業者が訪問の際に「おかしいな」と感じたら隣近所の人に確認してもらうなどの関係づくりも大切です。

□ 緊急時の対応

もしも、家の中で倒れている方を見た場合（倒れている可能性があり緊急性が高い場合も含む）は、まずは救急車（119番）へ連絡し、その後、必要に応じて警察（110番）へ連絡します。

□ 見守り・安否確認以外の取組み

<ふれあい・いきいきサロン>

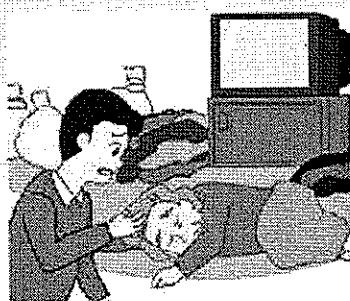
ふれあい・いきいきサロンは、身近な生徒同士の「仲間づくり」を進める活動（例、茶話会やミニコンサートなど）です。こうした活動は、サロンに参加する高齢者等の生活状況を定期的に把握することができ、また、隣じこもりの防止にもなります。（開設の相談や運営費の一部助成などについては札幌市社会福祉協議会へ）

※ 地域包括支援センターとは

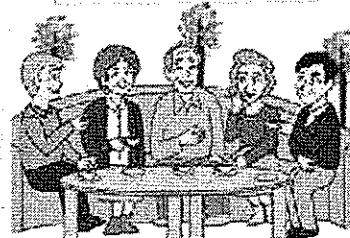
地域の保健医療・福祉を包括的に支援する中核機関として専門スタッフが配置され、介護予防計画の作成や高齢者や家族からの総合的な相談、虐待の防止や虐待抑止支援、ケアマネージャーの支援などを行っています。

※ 介護予防センターとは

介護予防を推進するために、地域包括センターを持続する機関として、高齢者や家族からの総合的な相談や「すこやか日米式」「介護アドバイザリーリング」などを開催しています。



ふれあい・いきいきサロン



お問い合わせは

さっぽろ孤立死ゼロ推進センター

ハツラツ

電話 011-708-8686

■ 開所時間 月曜～金曜日（但し祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

発行 札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課 札幌市中央区北1条西2丁目 電話 011-211-2976

T001-0010

札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2F

NPO法人シーズネット内

FAX 011-717-6002

Mail:koritsushi0@mail.goo.ne.jp

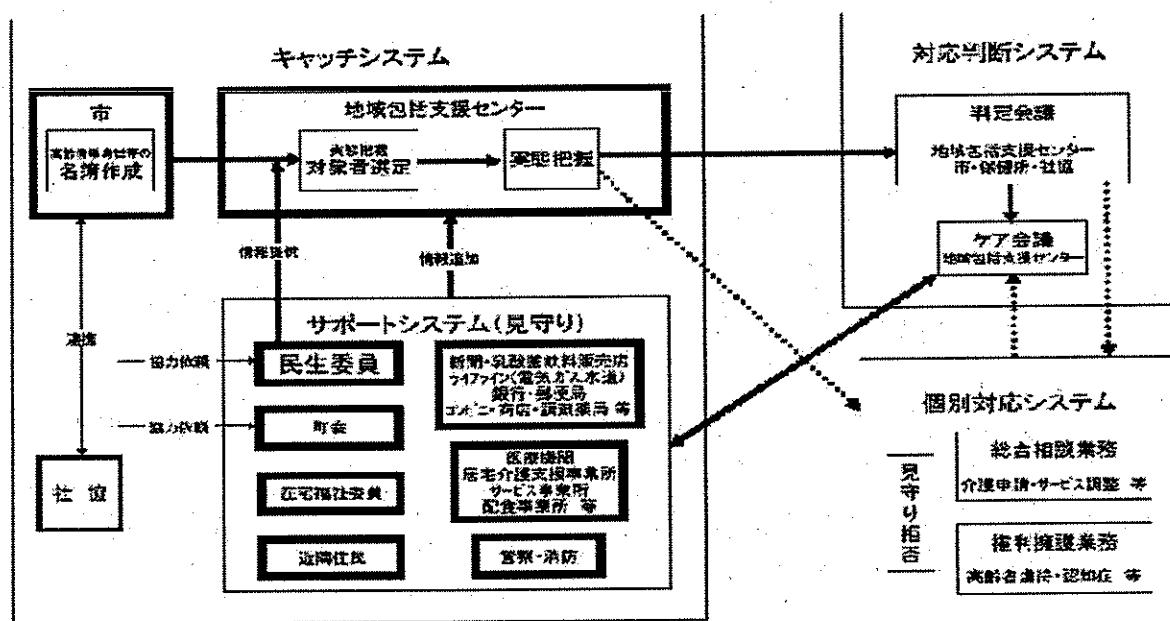


江別市
35 CC3 CE CC5
21 E 26E

2007.12H

市町村名	函館市	担当課名	福祉部介護高齢福祉課
人口（H22.10.1現在）A	282,089人	うち65歳以上 B	76,225人 割合 B/A 27.0%
事業名	函館市高齢者見守りネットワーク事業		
事業内容	(開始年度：平成20年度) 高齢者の「孤立」を防ぐため、地域住民が主体的に高齢者を見守って行くことのできる地域づくりを目指し、高齢者の総合的な支援を行うための中核機関である地域包括支援センターが中心となり、「新たな地域の見守り体制」を構築する。市が作成した高齢者単身世帯名簿を基に、地域包括支援センターが「誰とも関わりのない高齢者」の実態把握を行い、見守り活動につなげていく。		
事業実施者	市町村		

全体の仕組み(フローチャート)



キャッチシステム

- 実態把握対象者の抽出
 - 民生委員との協議
民生委員の面接を拒否している方や気になる方 など
 - 事前通知
 - 実態把握
 - 利用者基本情報の聞き取り
 - 基本チェックリストの記入
 - 見守り介護スコアの採点

対応判断システム

- 判定会議
 - 地域での見守りの必要性について判定
 - 2回開催(モデル期間は6圏域合同開催)
 - メンバー:市介護高齢福祉課、亀田福祉事務所、保健所、社会福祉協議会、地域包括支援センター
- ケア会議
 - 地域での見守り方法や頻度についての協議
 - メンバー:見守り協力員(モデル期間は民生委員)
地域包括支援センター

個別対応システム

- 総合相談業務
介護認定申請、サービス利用調整など
- 権利擁護業務
高齢者虐待対応、認知症対応など



サポートシステム

- 登録申請
 - 地域での見守り対象者としての登録申請
 - 見守り協力員との情報共有についての同意
- 決定通知
 - 協力員名の通知
- 見守り記録票
 - 声かけ、電話連絡をした
 - 挨拶・会話を交わした
 - 遠目から様子を確認した、他者から状況を聞いたなど

函館市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりの推進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、函館市福祉部介護高齢福祉課とする。この場合において、実態把握等の個別的な事業においては、函館市地域包括支援センターが実施するものとする。

(見守りの内容)

第3条 この事業における「見守り」の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者の自宅へ訪問し声をかける。
- (2) 道端等で対象者と挨拶や会話を交わす。
- (3) 遠目から対象者の様子を確認する。
- (4) 遠目から対象者の自宅の様子を確認する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、函館市に在住するおおむね65歳以上の在宅の高齢者とする。

2 函館市福祉部介護高齢福祉課は、対象者名簿を作成するものとする。

(実態把握)

第5条 函館市地域包括支援センターは、前条の対象者名簿を基に、次に定めた手順により実態把握を行うものとする。

- (1) 福祉サービス等の利用状況や、地域における関係機関の活動の実情等により、実態把握対象者を選定するものとする。

(2) 高齢者的心身の状況、親族や近隣との交流状況等について実態把握を行うものとする。

(判定方法)

第6条 函館市地域包括支援センターは、実態把握した内容を勘案し、

「見守り」の適否について検討するものとする。

2 函館市地域包括支援センターは、「見守り」の適否について、必要に応じて函館市福祉部介護高齢福祉課等に助言を求めるものとする。

(登録申請)

第7条 函館市地域包括支援センターは、地域での見守りが必要と判定された者に対し、別記第1号様式の登録申請書により、見守りの登録申請を求め、さらに個人情報の取り扱い等に関する同意を得るものとする。

(見守り協力員)

第8条 函館市地域包括支援センターは、登録申請のあった者の見守りの協力を、民生委員をはじめとする関係団体等（以下「見守り協力員」という。）に求めるものとする。

2 函館市地域包括支援センターは、地域ネットワーク構築業務に取り組む中で、見守り協力員の開発に努めるものとする。

(決定通知)

第9条 函館市福祉部介護高齢福祉課長は、登録申請をした者に対し、別記第2号様式の決定通知書により通知するものとする。

(見守り体制構築)

第10条 函館市地域包括支援センターは、次に定めた手順により見守り体制の構築を行うものとする。

(1) 対象者の見守り方法や頻度について、見守り協力員と協議し、

見守りの実施を求めるものとする。

(2) 見守りの中で対象者的心身の状況、親族や近隣との交流状況等に変化があった場合は、見守り協力員に報告を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 この事業の関係者は、活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

市町村名	赤平市（空知総合振興局）	担当課名	介護健康推進課
人口（H22.10.1現在）A	12,728人	うち65歳以上B	4,827人割合B/A
事業名	独居高齢者サポート事業		
事業内容	<p>65歳以上の高齢者を対象に緊急連絡先や受診医療機関等の情報をデータ化し、市、消防、警察で情報共有し、万が一の事態に備えている。</p> <p>また、見守りを希望する方、それをサポートしてくださるボランティアをそれぞれ募集し、サポートの活動可能地域内に見守りを希望する方がいるときは、サポート者が定期的な訪問等により安否確認等を行っている。</p>		
事業実施者	市町村		

独居高齢者サポート事業

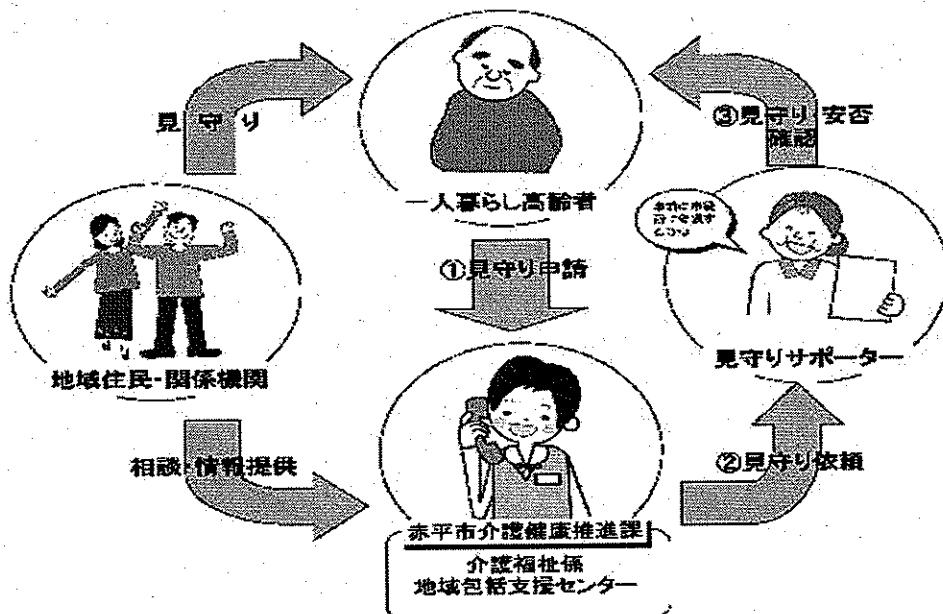
ひとり暮らしで日常生活に不安を抱えている高齢者に、地域の見守りセンターによる安否の確認や相談などを聞いてもらい不安の心を消します！！

そこで!!

◎見守りセンターを募集しています。

- ◎見守りを希望する方…65歳以上で市内居住のひとり暮らしで日常生活等に不安のある方。
 - ◎見守りセンター…市内居住者で地域の独居高齢者に定期的な声かけや相談などを提供する方。
- 登録を希望される方は、裏の申請書に記入し、介護福祉係に提出してください。

独居高齢者サポートの概要



詳しくは…
赤平市 介護健康推進課・介護福祉係
電話32-2217

赤平市独居高齢者サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、独居高齢者で社会との交わりを遠ざける閉じこもりや地域内での孤立高齢者に対し、地域のボランティアによる声かけや見守りをおこない、ひとり暮らしの不安の解消を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は赤平市とする。ただし、事業の実施については、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「実施機関」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 サービスの利用対象者は、市内に居住する者で、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者とする。

(サービスの内容)

第4条 提供を受けることのできるサービスは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期的な生活状況の確認
- (2) 見守りサポーターによる声かけ・安否確認
- (3) 健康状態等の把握
- (4) 日常生活での相談と協力
- (5) 上記についての関係機関への報告と連携
- (6) その他必要に応じた対応

(利用申請)

第5条 サービスの提供を希望する者（以下「申請者」という。）は、独居高齢者サポート事業申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、申請者が直接提出することが困難な場合は、社会福祉法人等委託事業者等を経由して、申請書を提出することができる。

(見守りサポーターの登録)

第6条 見守りサポーターとして登録を希望する者（以下「サポーター」という。）は独居高齢者見守りサポート事業申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、独居高齢者見守りサポーター証明書（様式第3号）を発行するものとする。

(サポーターの役割)

第8条 サポーターは、市長よりサポートの依頼があった時には第4条の各号に

掲げるサービスのうち利用者の希望するサービスについて実施する。

(台帳の整備)

第9条 市長は、本サポート事業を円滑に実施するため、また緊急時、災害時の対応を円滑に実施するため市内に居住する65歳以上の独居高齢者見守り台帳(様式第4号)を整備する。

(独居高齢者見守り協議会の設置)

第10条 市長は、独居高齢者の見守りのため、また有事の際に連携を図るため必要な関係機関との連絡調整・情報交換を行う独居高齢者見守り協議会を設置する。

(その他)

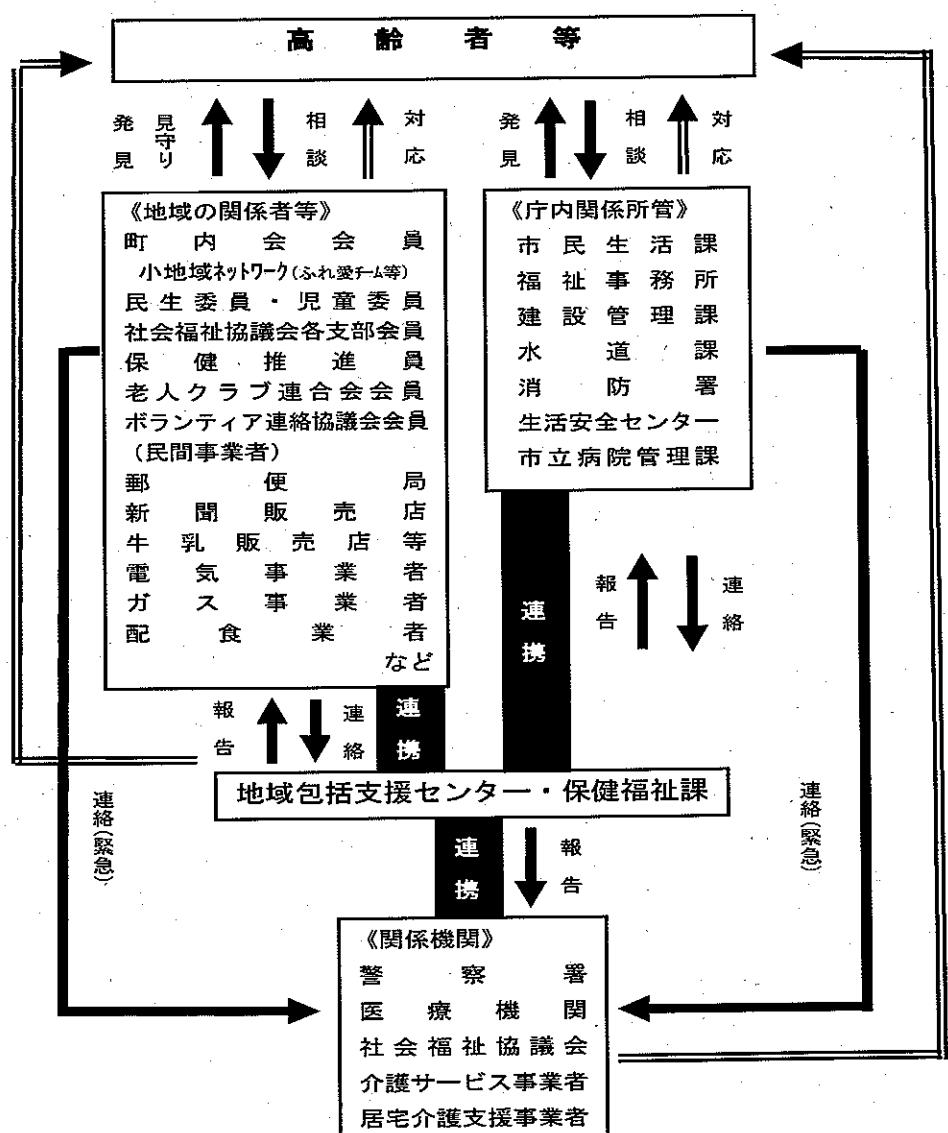
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

市町村名	三笠市（空知総合振興局）	担当課名	保健福祉課
人口 (H22.10.1現在) A	10,490 人	うち65歳以上 B	4,408 人 割合 B/A
事業名	地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制 (開始年度 平成21年度)		
事業内容	行政だけではなく、関係機関や地域の関係者等との連携・協力により高齢者等を支える体制を確立し、日常的に高齢者を見守り、安否確認を行い、孤独死等を未然に防ぐ。		
事業実施者	市町村		

地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制フロー図



地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制について

《目的》

地域包括支援センター及び保健福祉課を中心に関係機関及び地域の関係者等が連携し、高齢者等の実態把握と情報共有に努めるとともに、緊急時に対応するための連絡体制のあり方について理解を深め、実践することを目的とする。

《具体的な取組》 フロー図参照

- (1) 地域の関係者等は、見守りや安否確認、相談等により高齢者等の介護など生活上の問題を発見した場合、必要に応じ地域包括支援センター又は保健福祉課に連絡する。
なお、緊急を要すると判断した場合には直接関係機関に連絡する。
- (2) 庁内の関係所管は、高齢者等の介護など生活上の問題を発見又は情報を入手した場合、必要に応じ地域包括支援センター又は保健福祉課に連絡する。
なお、緊急を要する場合には直接関係機関に連絡する。
- (3) 地域包括支援センター及び保健福祉課は、早急に状況を把握し、地域の関係者等及び関係機関と連携を図りながら府内の関係所管とともに必要な措置を講じる。
- (4) 地域包括支援センター又は保健福祉課が対応した結果について、府内関係所管、地域の関係者等及び関係機関に報告する。
- (5) 地域包括支援センター及び保健福祉課は府内の関係所管、地域の関係者等及び関係機関との情報交換等のため会議を開催する。

《関係者等》

(府内関係所管)

市民生活課、福祉事務所、建設管理課、水道課、消防署、生活安全センター、市立病院管理課
(地域の関係者等)

町内会会員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会各支部会員、保健推進員、老人クラブ連合会会員、ボランティア連絡協議会会員、郵便配達員、新聞配達員、牛乳等配達員、電気検針員、ガス検針員、配食サービス員

(関係機関)

警察署、医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業者、居宅介護支援事業者

《連絡先》

内 容	担 当	住 所・電 話
高齢者総合相談	地域包括支援センター	ふれあい健康センター 三笠市高美町 444 番地 電話：3-2010
高齢者・障害者福祉関係	保健福祉課福祉係	
健康管理関係	保健福祉課健康係	
介護保険関係	市民生活課介護保険係	市役所 三笠市幸町 2 番地 電話：2-3611

市町村名	沼田町（空知総合振興局）	担当課名	保健福祉課
人口 (H22.10.1現在)	A 3,682人	うち65歳以上 B	1,289人 割合 B/A 35.0%
事業名	高齢者等見守りサポート事業『はあとふる沼田』		
事業内容	(開始年度 平成22年度) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域住民、協力機関、協力事業所でつくる見守りネットワークを構成し、地域の皆さん日常生活や協力機関・協力事業所の活動のなかでさりげない見守り・声かけによって高齢者の方の何らかの異変に気づき、状況の確認と支援を行います。		
事業実施者	市町村、社会福祉協議会、高齢者団体、民生委員児童委員協議会、福祉委員協議会、自治振興協議会		

はあとふる沼田 「さりげない見守り」とは……

『さりげない見守りって？』

「近所のおじいちゃんの

家のカーテンが2~3日閉めっぱなしになっている？」



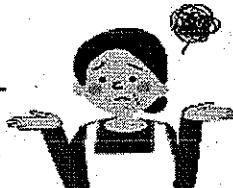
……いつもきちんとしているのに何か気になる。

又は、・新聞がたまっている。・最近顔を見なくなった。
・洗濯物が干しっぱなし。・家の周り等をいつもウロウロしている等。

そんな時あなたはどうしますか？

隣の家の方は知っているかも知れない。

→ 隣の家人に聞きますか？
もしもしたら銀行かね？

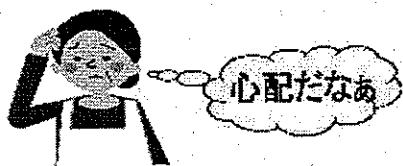


→ そのままにされますか？
隣のギャンブルをして稼働しますか？

応答が無かったら心配をかかいで聞いてみますか？

女房ハゲやイムを鳴らしたり、森等がたたい(或いはたり)する付で今いじやないし、おしてやねに豆落生んで……

→ もしかしたら病気かな？
家の=お別れしていないか？



そんな心配が頭をよぎったら……

それがさりげない見守りです。

★普段の生活をしていく中で「あれどうしたんだらう」と何か心配と思ったら★

○役場保健福祉課 福祉グループ（電話 0164-35-2120）もしくは…
○沼田町社会福祉協議会（電話0164-35-1998）に相談ください。

最後に、さりげない見守りで気をつけていただくこと。

だれにでも、人に知られたくないことがあります。
見守りが「見張り」や「監視」、「誹謗」とならないようにお願いします。



『はあとふる沼田』福祉防災マップ作成実施要領

1. 事業内容

自治振興協議会、町内会（役員・福祉委員）と民生委員、老人クラブ及び関係機関（社協、役場）との協働作業により、孤独死対策や災害時支援対策として、支援を必要としている方々と支援をしていただける方を町内会地図に記入していく作業を通じて、地域全体の福祉力等を町内会の皆様と一緒に確認し、今後の町内会福祉活動の推進を図ることを目的とします。

2. マップ作りの効果・活用

- 1) 地域の関係（人との繋がり）を確認することができる。《見守り活動》
- 2) 町内会で見守り等を必要としている方の急変等の早期発見機能の充実が図られ、その情報を基に専門職者が早期に介入しやすくなる。《見守り活動》
- 3) 個々に気にかけていた人も、情報を共有することにより、全体で気にかけることができる。《見守り活動》
- 4) 災害弱者を把握することができる。《災害活動》
- 5) 地域の情報拠点、情報収集のルートが整理される。《役員等の負担軽減》
- 6) 地域活動を知ることができる。《地域の福祉力の把握》

3. 実施内容

- 1) 開催回数：町内会規模によるが1回～3回として1ヶ月程度の期間で作成する。
また、毎年更新作業を行う。
- 2) 町内会参加者：町内役員、福祉委員、地区民生委員等
- 3) マップ作成の手順
 - ①福祉防災台帳の作成
 - ②町内会地図の作成
 - ③町内会地図に支援者の状況等記入

※ マップは完結型ではありません。町内会で必要と思われる情報を適時修正し有效地に活用していきます。

4. 関係機関との連携

自治振興協議会、町内会、民生委員、老人クラブ、関係機関（社協、役場）等と連携して取り組むことにより、地域と関係機関が有機的且つスムーズに連動することが可能になり、より効果的な事業になる。

5. 注意事項

個人情報保護の重要性をふまえ、マップ作りを通して知りえた情報は、承諾を頂いた関係者としか共有できませんのでご注意ください。また、作成したマップの保管・管理については、他人に見られるような場所に置いたり、紛失したりするようなことの無いよう十分気をつけてください。

『はあとふる沼田』福祉防災マップQ&A

Q 1) 何をするの？

A) 地域の中で孤立したり、災害時などの緊急時の対応をスムーズにするため、町内会（役員・福祉委員）と民生委員、老人クラブ及び関係機関（社協、役場）との協働作業により、町内会毎の地図（福祉防災マップ）を作成します。

Q 2) 対象者はどのような人？

A) 65歳以上の高齢者、身体障がい者手帳2級以上をお持ちの方で、地域の中で見守りを受けたい方や災害時の安否確認・避難所までの誘導支援を受けたい方です。

Q 3) 対象者をどのように把握するの？

A) 『はあとふる沼田』で、事前に65歳以上（平成22年度末到達者）の方、身体障がい者手帳2級以上をお持ちの方全員に「見守り等サポート申込書」を送付し、取りまとめをして福祉防災台帳に登録しています（今後は随時申込可能）。

Q 4) 福祉防災台帳で何？

A) 地域の方に、「見守り支援」や「災害時支援」を求める方の、申込内容が記載している情報をまとめた支援希望者の台帳です。

福祉防災台帳の情報共有者は役場担当課（総務課・保健福祉課）・深川地区消防組合沼田支署・社会福祉協議会・沼田警察署。地区台帳は民生児童委員・町内役員・福祉委員の方々が情報を共有することとなります。

Q 5) どうやって福祉防災マップを作るの？

A) 町内会等の情報や福祉防災台帳の基礎資料から、町内会ごとの地図に「支援希望者」「支援者」を書き込み、繋がりを線（矢印等）でつなぎ、支援体制を明確にします。

Q 6) いつ作成し、いつ更新するの？

A) 町内会毎に作成するので、作成時期や更新時期は町内会で決めてもらってかまいません。また、町内会で必要と思われる情報を適時修正し有効に活用してください。更新は1年に1回ほどの更新をお願いします。

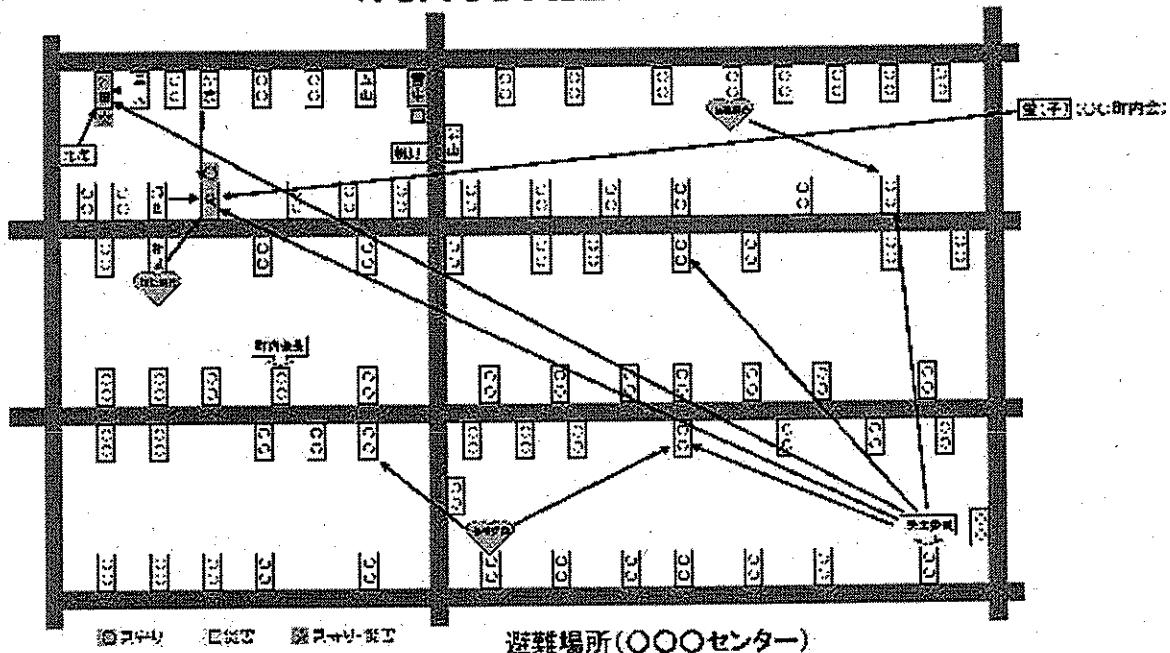
見守り等サポート申込は、『はあとふる沼田』事務局で受付ていますので、新規に受け付けた場合は、速やかに各町内会や団体等にお知らせします。

Q 7) 作成した福祉防災マップや福祉防災台帳はだれが管理するの？

A) 町内会毎に管理していただきます。個人情報保護の重要性をふまえ保管や管理については、他人に見られるような場所に置いたり、紛失したりするようなことの無いよう、十分に気を付けて管理してください。

なお、福祉防災マップを修正した場合は「はあとふる沼田」事務局（役場保健福祉課35-2120）にも提出していただくようお願いします。

マッピング参考町内会全体地図(例小)



町内会部分地図(例示)

